

死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

わが国の死亡に占める割合の高い疾患を特定するための死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目である。それぞれ、死因分類表及び乳児死因分類表から主要な死因を選定したものである。

(1) 死因順位に用いる分類項目

分類名	死因簡単分類コード [*]	基本分類コード [*]
腸管感染症	01100	A00-A09
結核	01200	A15-A19
敗血症(新生児の細菌性敗血症を除く)	01300	A40-A41
ウイルス肝炎	01400	B15-B19
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	01500	B20-B24
悪性新生物	02100	C00-C97
その他の新生物	02200	D00-D48
貧血	03100	D50-D64
糖尿病	04100	E10-E14
血管性及び詳細不明の認知症	05100	F01-F03
髄膜炎	06100	G00-G03
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
パーキンソン病	06300	G20
アルツハイマー病	06400	G30
眼及び付属器の疾患	07000	H00-H57
耳及び乳様突起の疾患	08000	H60-H93
高血圧性疾患	09100	I10-I15
心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01-I02.0, I05-I09, I20-I25, I27, I30-I51
脳血管疾患	09300	I60-I69
大動脈瘤及び解離	09400	I71
インフルエンザ	10100	J10-J11
肺炎	10200	J12-J18
急性気管支炎	10300	J20
慢性閉塞性肺疾患	10400	J41-J44
喘息	10500	J45-J46
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25-K27
ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40-K46, K56
肝疾患	11300	K70-K76
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	L00-L98
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	M00-M99
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100	N00-N15
腎不全	14200	N17-N19
妊娠, 分晩及び産じょく	15000	O00-O99
周産期に発生した病態	16000	P00-P96
先天奇形, 変形及び染色体異常	17000	Q00-Q99
老衰	18100	R54
乳幼児突然死症候群	18200	R95
不慮の事故	20100	V01-X59
自殺	20200	X60-X84
他殺	20300	X85-Y09

注：新生児の細菌性敗血症は「周産期に発生した病態」に、高血圧性心疾患は「高血圧性疾患」に含まれる。

(2) 乳児死因順位に用いる分類項目

分類名	乳児死因簡単分類コード*	基本分類コード*
腸管感染症	Ba01	A 00- A 09
敗血症(新生児の細菌性敗血症を除く)	Ba02	A 40- A 41
麻疹	Ba03	B 05
ウイルス肝炎	Ba04	B 15- B 19
悪性新生物	Ba06	C 00- C 97
その他の新生物	Ba09	D 00- D 48
栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	Ba10	E 40- E 64
代謝障害	Ba11	E 70- E 88
髄膜炎	Ba12	G 00- G 03
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13	G 12
脳性麻痺	Ba14	G 80
心疾患(高血圧性を除く)	Ba15	I 01- I 02. 0, I 05- I 09, I 20- I 25, I 27, I 30- I 51
脳血管疾患	Ba16	I 60- I 69
インフルエンザ	Ba17	J 10- J 11
肺炎	Ba18	J 12- J 18
喘息	Ba19	J 45- J 46
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20	K 40- K 46, K 56
肝疾患	Ba21	K 70- K 76
腎不全	Ba22	N 17- N 19
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24	P 05- P 08
出産外傷	Ba25	P 10- P 15
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30	P 20- P 29
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32	P 35- P 39
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33	P 50- P 61
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35	Q 00- Q 99
乳幼児突然死症候群	Ba44	R 95
不慮の事故	Ba46	V 01- X 59
他殺	Ba55	X 85- Y 09

死因分類の説明

死因等統計を国際比較、年次比較するための分類として、世界保健機関（WHO）が国際疾病分類（ICD）を定めている。このICDは、ほぼ10年ごとに修正されており、現在は1990年のWHO総会で採択された第10回修正国際疾病分類（ICD-10）が使用されている。わが国では、平成18年からこのICD-10のままの一部改正の勧告であるICD-10（2003）に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計基本分類表」及び「死因分類表」をもとに疾病、傷害及び死因の統計を行っている。

1 人口動態死因統計基本分類表（死因基本分類表）

ICD-10（2003）を基本とし、これに日本で独自に使用する細分類項目を加えた分類に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

2 死因分類表（死因簡単分類表）（130項目）

わが国の死因構造を全体として概観することを目的として、基本分類表をもとにWHOの死亡製表用リストを参考にして作成されたものである。死亡数が一定数以上認められるもの、国民、研究者等に関心が高いものが選択されている。

3 乳児死因分類表（乳児死因簡単分類表）（56項目）

乳児死亡について、重要な死因を把握するための分類である。なお、乳児死亡を全体として概観する場合は、死因分類表を使用する。

4 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

（1）死因順位に用いる分類項目（40項目）

（2）乳児死因順位に用いる分類項目（28項目）